

2020年10月14日
沖縄電力株式会社

(お知らせ)

新型コロナウイルス感染症の影響により電気料金のお支払いにお困りの方は、お支払い日の延長等についてご相談ください。

当社は、新型コロナウイルス感染症の影響により、電気料金のお支払いにお困りのお客さまからお申し出があった場合は、電気料金の支払期日を延長する特別措置対応を行っております。詳細については、別紙を参照ください。

また、特別措置の適用対象外のお客さまや特別措置の延長期間を経過されたお客さまにおいても、新型コロナウイルス感染症の影響により電気料金のお支払いにお困りの際はご連絡ください。

以上

別紙：【新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた特別措置について】

【新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた特別措置について】

《対象となるお客さま》

新型コロナウイルス感染症の影響による休業および失業等で、都道府県社会福祉協議会から緊急貸付を受けているまたは受けようとしており、かつ、一時的に電気料金の支払いが困難であり、当社に特別措置適用の申出をされたお客さま、または、当社に特別措置適用の申出をされ、一時的に電気料金の支払いが困難であると当社が判断したお客さま

《特別措置の内容》

電気料金の支払期日※₁の延長期間を原則として、以下のとおりといたします。

なお、3月分、4月分、5月分および6月分の電気料金の支払期日の延長期間の拡大はいたしません。

※1：支払期日は、検針日の翌日から30日目の日をいいます。

支払期日延長の対象	今回の延長期間	前回までの延長期間
2020年 3月分 (検針日が3/19以降のものが対象)	5ヶ月 (変更なし)	5ヶ月
2020年 4月分～6月分		
2020年 7月分	5ヶ月	4ヶ月
2020年 8月分	4ヶ月	3ヶ月
2020年 9月分	3ヶ月	2ヶ月
2020年 10月分	2ヶ月	1ヶ月
2020年 11月分	1ヶ月	—

■ ご連絡先

沖縄電力コールセンター：0120-586-391（フリーダイヤル）
 （ご利用になれない場合は、098-993-7777〔有料〕）
 受付時間：月～金 8：30～17：00
 ただし、次を除きます。（祝日、慰霊の日、旧盆〈旧暦7/15〉、年末年始〈12/29～1/3〉）